

川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）実施要領

令和３年１０月１日

告示第５９号

改正 令和５年２月１日告示第７号

（趣旨）

第１条 川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付事業の実施に関する取扱いについては、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付要綱（令和３年川俣町告示第５８号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 町特産品

きゅうり、トマト、いちご、桑、たらの芽、トルコギキョウ、アンスリウム、川俣シャモ、味噌、絹・化合繊維物等の各品目をいう。

（２） 親族

３親等内の血族又は姻族をいう。

２ 前項に定めるもののほか、この要領における用語の定義は、要綱に定めるところに準じる。

（交付対象者の要件）

第３条 申請者が、二地域居住支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は、以下のとおりとし、第１号及び第２号の要件を満たし、更に、２人以上の世帯として申請をする場合は第３号を満たすことを必要とする。

（１） 二地域居住等に関する要件

次に掲げるアからウに該当すること。

ア 現住地に関する要件について、次に掲げる事項に該当すること。

（ア） 申請時において、連続して３年以上、福島県以外の地域に在住していること。

イ 二地域居住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和3年10月1日以降に空き家を購入し、所有権移転登記を完了していること。
- (イ) 二地域居住支援金の申請時において、空き家の購入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 二地域居住支援金の申請時において、購入した空き家へ二地域居住していること。
- (エ) (ア) から (ウ) に規定する空き家の購入について、申請者の親族から購入したものではないこと。
- (オ) 自らの意思で、二地域居住支援金の申請日から5年以上継続して、福島県外から本町に二地域居住し、二地域居住支援金の要件を満たす事業又は活動を行うこと。

ウ その他の要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者及び同居する世帯員のいずれもが、町税等を滞納していないこと。
- (イ) 過去に二地域居住支援金の交付を受けた者ではないこと（過去に二地域居住支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。）。
- (ウ) 平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者であること。
- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (オ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (カ) その他、町長が二地域居住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 事業又は活動に関する要件

次に掲げるアからカの全てに該当すること。

ア 次に掲げる事業又は活動のいずれかを行っていること。

- (ア) 本町において購入、賃借または相続した農地において町特産品の農産物を生産する事業
- (イ) 本町の空き店舗等において、町特産品を利用した商品の開発や販売を行う

事業

(ウ) 自治会活動等、本町の課題解決に資する活動への参加

イ 申請時に、アの事業又は活動を行っている実態を確認できること。

ウ 国家公務員又は地方公務員、独立行政法人職員、国又は地方自治体の行政機関、国、福島県又は川俣町の出資する法人（第3セクター含む）に原則就業していないこと。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業を行っていないこと。

オ 公序良俗に反する業務を行っていないこと。

カ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）を行っていないこと。

(3) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合）

次に掲げるアからオの全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が空き家の購入前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において令和3年10月1日以降に購入した空き家での二地域居住を開始していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において空き家の購入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付対象者の登録)

第4条 要綱第5条の二地域居住支援金交付対象者の登録においては、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付対象者登録届出書（第1号様式）を提出すること。

(二地域居住支援金交付申請)

第5条 要綱第6条の二地域居住支援金交付申請においては、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
- (2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー
- (3) 空き家の登記事項証明書
- (4) 公共料金（水道、ガス等）契約書等の写し
- (5) 住民票謄本の写し（現住地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合は、登録者を含む2人以上の世帯員の現住地を確認できる書類）
- (6) 戸籍謄本の附票の写し（平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの）
- (7) 二地域居住支援金の要件を満たす事業又は活動を行っていることが分かる資料
- (8) （二地域居住支援金の要件を満たす事業又は活動を行うにあたり、法人等へ就業している場合）就業証明書（第3号様式）
- (9) 二地域居住支援金の交付申請に関する誓約事項（第4号様式）
- (10) 二地域居住支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第5号様式）
- (11) その他町長が必要と認める書類
(交付決定及び通知)

第6条 要綱第7条第1項の交付の決定については、「川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付決定兼確定通知書（第6号様式）」により通知するものとする。

2 要綱第7条第2項の不交付の決定については、「川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）不交付決定通知書（第7号様式）」により通知するものとする。

3 町長は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。
(二地域居住支援金の交付請求)

第7条 要綱第8条の交付請求においては、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付請求書（第8号様式）を提出すること。

(二地域居住支援金の交付申請及び交付請求の取り下げ)

第8条 要綱第10条の交付申請の取り下げにおいては、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付申請取り下げ申出書（第8号様式）を提出すること。

2 要綱第10条の交付請求の取り下げにおいては、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付請求取り下げ申出書（第9号様式）を提出すること。

(交付決定の取り消し等)

第9条 要綱第11条第2項の交付決定の取消しにおいては、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの移住者）交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

2 要綱第11条第3項により二地域居住支援金の全部又は一部を返還させるときは、川俣町二地域居住支援金（福島県外からの移住者）返還命令書（第11号様式）により行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 申請者が二地域居住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付決定通知書再交付願（第13号様式）」を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第11条 町長は、第13号様式の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）交付決定兼確定通知書（再交付）（第14号様式）」により、当該申請者に交付する。

(現況の報告)

第12条 要綱第14条の現況報告においては、二地域居住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、4月1日現在の二地域居住の継続及び二地域居住支援金の要件を満たす事業又は活動の事実について、5月31日までに「川俣町二地域居住支援金（福島県外からの二地域居住者）現況届（第15号様式）」を提出すること。

(二地域居住の終了等の報告)

第13条 二地域居住支援金の交付を受けた者は、二地域居住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、購入した空き家での二地域居住を終了しようとする場合、二地域居住支援金の要件を満たす事業又は活動を終了しようとする場合は、「二地域居住終了等報告書（第16号様式）」により町長に報告しなければならない。

(転出・転居の報告)

第14条 二地域居住支援金の交付を受けた者は、二地域居住支援金の申請日から5年を経過する日までの間に、住所の変更または二地域居住先の変更をしようとする場合は、「住所変更等報告書（第17号様式）」により町長に報告しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。